① セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
② 挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
③ 新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
④ 周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑤ ＣＳＲ
⑥ 法改正、規制緩和、制度改革
⑦ 人材募集
⑧ 社名、相談窓口、企業概要
⑨ 消費者等に対する啓発
⑩ 看板

※２ 「デイリータウンページ」「ビジネスタウンページ」「タウン＆ハローページ」を含む。

２．テレビＣＭ（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴ 「貸付け条件等の表示」については、規則第45条で定める以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

各項目	大きさ	秒　数	備　　考
①　貸付利率	32級以上	2.8　秒以上	［大きさ］ 小数点以下については20級以上
②　遅延損害金（利率）	12級以上	2.8　秒以上	
③　年齢制限	12級以上	2.8　秒以上	
④　その他の事項	８級以上	特に指定しない	・法第15条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会考査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示

※　文字の大きさは、最低15インチのディスプレイを使用した場合を基準とする

⑵ 「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項を要素とした文言を表示する。（規則第46条第１項）
① 契約内容の確認（文言例　契約内容をご確認ください）
② 使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起（文言例　収入と支出のバランスを大切に）
③ 計画性のある借入れ（文言例　無理のない返済計画を）

⑶ ⑵で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。（規則第46条第２項）
① 貸付条件表示と別に単独で表示すること。
② 啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。
③ 啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はＣＩ文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は８級とする。

⑷ 「表現内容」については、以下の事項に留意する（規則第47条）
また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。
① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
② ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内には、定められた啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。
③ 同一内容の15秒ＣＭを２回続けて放送する、いわゆる２段積み放送は行わないこと。

⑸ 「放送時間帯、総量及び放映番組」については、以下の事項に留意する。（規則第48条）
① 以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。
イ　７時～９時
ロ　17時～22時
② 全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。
③ ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。
④ 以下に定める放送量範囲での放送とすること。（地上波放送に適用）
イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算）、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。
ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。
(i) 関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。
(ii) 近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。
(iii) 東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。
(iv) 九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。
(v) 鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。
(vi) 岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴ 「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の①～⑤の事項を施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
① 法第15条及び施行規則で定める事項
イ　【貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号】
商号の表示にあっては、株式会社を「㈱」、有限会社を「㈲」と省略して表示することを妨げない。
ロ　【貸付けの利率】
法第14条第１項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えないものとする。
ハ　【返済の方式並びに返済期間及び返済回数】
「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。
「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。
ニ　【賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合】
その年率を、百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示したものに限る。
「賠償額」の表示において、期限前償還の違約金の定めがあるときはこれを別記する。
「賠償額」の割合の表示において、遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。
ホ　【担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項】
「担保に関する事項」については、主な担保の種類及び保証人の要否を表示する。
ヘ　ホームページ又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示する。
② 貸金業協会考査承認番号
③ 協会員番号
④ 貸金業協会マーク
⑤ 協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）